

大和市公告第80号

大和市勤労福祉会館条例(昭和58年大和市条例第27号)第5条の規定により、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

平成27年7月1日

大和市長 大 木 哲

1 勤労福祉会館の概要

(1) 名 称 大和市勤労福祉会館(以下「会館」という。)

(2) 位 置 大和市鶴間一丁目32番12号

2 申込期間

平成27年7月1日(水)から同年8月31日(月)まで(午前8時30分から午後5時まで)。
ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

3 申込場所

大和市民経済部産業活性化課企業活動サポート担当(大和市役所内)

4 会館の利用料金に関する事項

(1) 利用料金の額は、大和市勤労福祉会館条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとする。

(2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

6 指定管理者が行う業務及び内容

(1) 会館の運営に関する業務

(2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

7 申込みの資格

(1) 法人その他の団体であること(個人による応募は不可)。

(2) 募集要項に定める制限事項に該当しないこと。

8 選定の基準

(1) 会館を利用しようとする者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 会館の効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 会館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるものであること。
- (4) 会館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

9 その他

詳細は、募集要項による。